

特記仕様書

- 1 件名 : 飲料水水質検査役務
- 2 履行場所 : 航空自衛隊松島基地
- 3 概要 : 飲料水水質検査
- 4 一般共通事項

(1) 仕様書

本役務は、本仕様書及び図面に記載してある事項の他、水道法第20条及び水道法施行規則第15条に従い遺漏なく実施するものとする。ただし、本役務に関係なき事項については適用しない。また、これらに明記なき事項については、監督官の指示に従い実施するものとする。

(2) 疑義

図面と仕様書に定められた内容に疑義が生じた場合、監督官と協議のうえ実施するものとする。

(3) 現場管理

ア 安全管理

(ア) 履行中は、常に安全確保に留意し、現場管理を行い災害及び事故防止に努める。

(イ) 現場の安全衛生は、現場代理人が責任者となり、労働安全衛生法その他関係法令に従ってこれを行う。

イ 災害時の対処

災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保を優先するとともに二次災害の防止に努め、その経緯を監督官に報告する。

ウ 立入制限

本役務のため基地内に入門する関係者は、指定された場所以外にみだりに立入りしてはならない。

エ 履行時間

履行時間は、平日の0815～1700を基準とする。ただし、予め監督官の承諾を受けた場合はこの限りではない。また、夜間及び平日以外に作業を行う場合は、別に定める様式により監督官に申請するものとする。

オ 設計図書等の管理

(ア) 設計図書及び写真等を、本役務に使用する以外の目的で、第三者に使用させてはならない。また、その内容を漏洩してはならない。

(イ) 請負者は、発注者から貸与された図面等を、履行完了後すべて監督官に返納するものとする。

カ 基地内における規定事項の遵守

本役務のため基地内に入門する関係者は、松島基地所定の諸規則に従って行動するものとする。

(4) その他

ア 請負者は、他の工作物等に損害を与えないように作業するものとする。損害を与えた場合は、速やかに監督官に報告し、請負者の負担において復旧するものとする。また、第三者等に損害を与えた場合には、速やかに監督官に報告し、請負者の責任において補償するものとする。

イ 緊急事態の発生に備え、予め「緊急連絡先一覧表」を作成し、監督官に提出するものとし、一部を保管しておくものとする。

5 特記事項

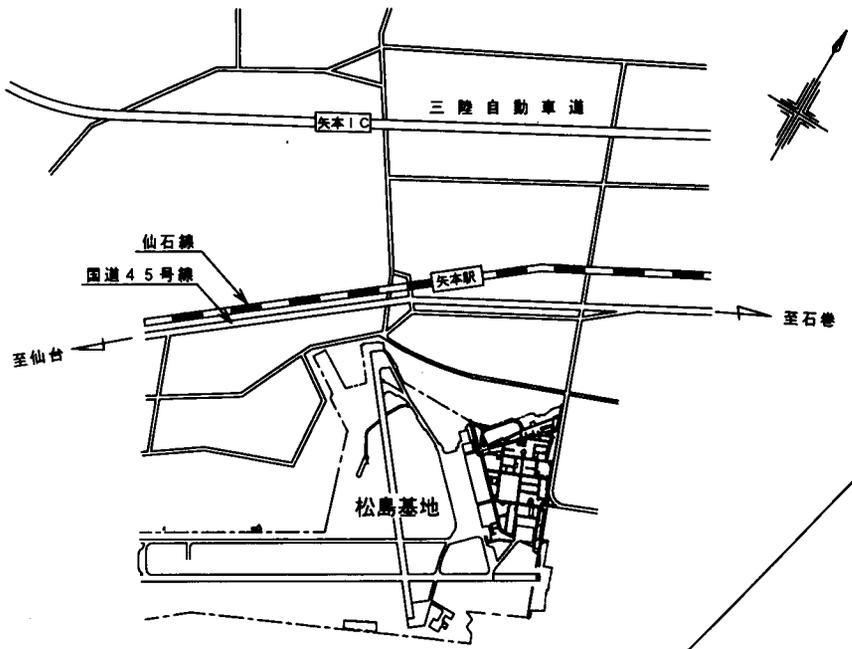
- (1) 採水容器は、発注者の指定した期日までに請負者が基地に搬入するものとし、請負者は、発注者が採取した検体を回収し、水質検査を行うものとする。
- (2) 水質検査は、毎月1回実施するものとする。
- (3) 請負者は、検査成績表を作成し、監督官に提出するものとする。

(4) 水質検査項目及び数量

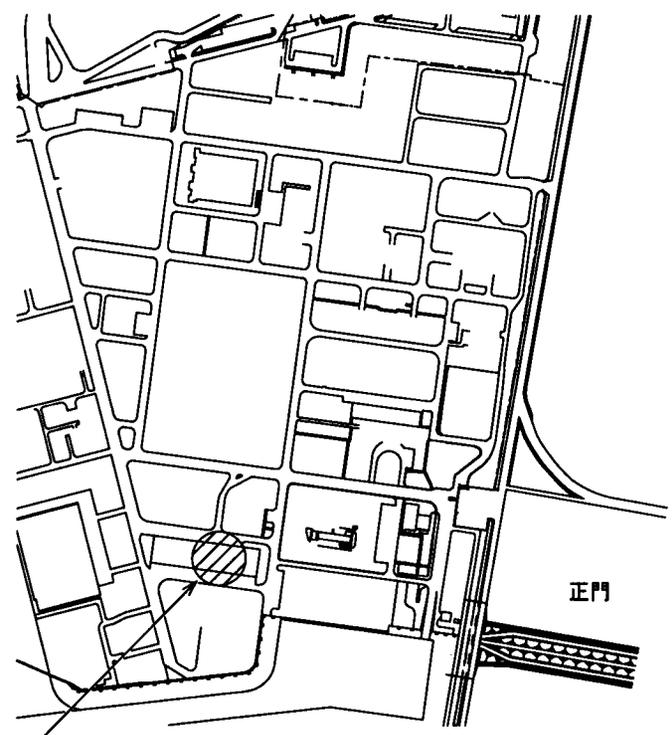
一連番号	検査項目	予定数量	実施月	一連番号	検査項目	予定数量	実施月
1	一般細菌	12件	毎月	27	鉛及びその化合物	1件	9月
2	大腸菌	12件	毎月	28	ヒ素及びその化合物	1件	9月
3	塩化物イオン	12件	毎月	29	六価クロム化合物	1件	9月
4	有機物(全有機炭素の量)	12件	毎月	30	ホウ素及びその化合物	1件	9月
5	PH値	12件	毎月	31	亜鉛及びその化合物	1件	9月
6	味	12件	毎月	32	アルミニウム及びその化合物	1件	9月
7	臭気	12件	毎月	33	銅及びその化合物	1件	9月
8	色度	12件	毎月	34	マンガン及びその化合物	1件	9月
9	濁度	12件	毎月	35	鉄及びその化合物	1件	9月
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	4件	6.9.12.3月	36	水銀及びその化合物	1件	9月
11	塩素酸	4件	6.9.12.3月	37	フッ素及びその化合物	1件	9月
12	臭素酸	4件	6.9.12.3月	38	ナトリウム及びその化合物	1件	9月
13	クロロホルム	4件	6.9.12.3月	39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	1件	9月
14	ジブロモクロロメタン	4件	6.9.12.3月	40	陰イオン界面活性剤	1件	9月
15	ブロモジクロロメタン	4件	6.9.12.3月	41	非イオン界面活性剤	1件	9月
16	プロモホルム	4件	6.9.12.3月	42	フェノール類	1件	9月
17	ジトリハロメタン	4件	6.9.12.3月	43	四塩化炭素	1件	9月
18	クロロ酢酸	4件	6.9.12.3月	44	1,4-ジオキサン	1件	9月
19	ジクロロ酢酸	4件	6.9.12.3月	45	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	1件	9月
20	トリクロロ酢酸	4件	6.9.12.3月	46	ジクロロメタン	1件	9月
21	ホルムアルデヒド	4件	6.9.12.3月	47	テトラクロロエチレン	1件	9月
22	蒸発残留物	4件	6.9.12.3月	48	トリクロロエチレン	1件	9月
23	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1件	9月	49	ベンゼン	1件	9月
24	亜硝酸態窒素	1件	9月	50	ジェオスミン	1件	9月
25	カドミウム及びその化合物	1件	9月	51	2-メチルイソボルネオール	1件	9月
26	セレン及びその化合物	1件	9月	合	計	189件	⊗

履行完了後要返却 役務関係者以外不許複製

役務名称	飲料水水質検査役務		図面番号	全2葉の内1	
図面名称	特記仕様書		縮尺		
施設隊長	総括班長	企画係長	小隊長	班長	設計
松島基地施設隊			令和5年 3月 9日		



案内図



配置図

検体受け渡し場所

案内図、配置図

履行完了後要返却 役務関係者以外不許複製					
役務名称	飲料水水質検査役務	図面番号	全2葉の内2		
図面名称	案内図及び配置図		縮尺		
施設隊長	総括班長	企画係長	小隊長	班長	設計
松島基地施設隊			令和5年 3月 9日		